

1 身体拘束最小化のための考え方

(1) 敬愛病院療養型病床及び敬愛病院介護医療院(以下、当療養病床・医療院と記す)としての理念

① 身体拘束の原則禁止

身体拘束は入院患者及び入所者(以下、本人と記す)の生活を制限し身体的・精神的・社会的弊害が生じる。当院は本人の尊厳に基づき安心・安全を確保する。身体的・精神的・社会的弊害を招く恐れのある身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き実施しない。

② 身体拘束に該当する行為

参考> 介護保険指定基準において禁止の対象となる行為(令和4年5月現在)

1. 徘徊しないように車椅子や椅子及びベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
2. 転落しないようにベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
3. 自分で降りられないようにベッドを柵で囲む。
4. 点滴・経管栄養などの管を自己抜去しないように四肢をひもで縛る。
5. 点滴・経管栄養などの管を自己抜去しないように、皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋を装着する。
6. 車椅子や椅子からの転落や立ち上がりを防ぐためにY字型抑制帯や腰ベルトや車椅子テーブルを付ける。
7. 立ち上がる能力を妨げる椅子を使用する。
8. 脱衣やおむつはずしを制限するつなぎ服を着せる。
9. 他人への迷惑行為を防ぐために体幹や四肢をベッドにひもで縛る。
10. 落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
11. 自分で扉や窓を開く事の出来ないように工夫した病室に隔離する。

③ 目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性 以下、3要件と記す)の全てに該当すると身体拘束最小化委員会(以下、委員会または委員と記す)にて判断された場合は本人・家族への説明及び承認を経て拘束を行う。本人の態様(時間や状況ごとの動作や様子 以下、態様と記す)や治療や看護及び介護の見直しにより拘束の解除に努める。

(2) 当療養病床・医療院の方針：以下の行動を通して身体拘束の必要性の除外に努める。

① 治療や看護及び介護の向上により身体拘束を止める。

…本人の特徴を理解し身体拘束誘発因子を除外するための対策を講じる。

② 責任ある立場の職員が率先して当院の資質向上に努める。

…委員が率先して内外の研修に参加する。特に認知症及びその周辺症状の習熟に努める。

③ 身体拘束最小化のため本人・家族と話し合う。

…本人・家族にとって居心地の良い環境について話し合いその結果、拘束の希望があってもすぐに受け入れずどのような対応が良いか協議する。

2 身体拘束最小化のための体制

(1) 身体拘束最小化委員会(以下、委員会または委員と記す)の設置及び開催

委員会を1月に1度以上開催し、身体拘束是正のための取り組みの確認・改善を協議する。過去の身体拘束事例の経過を検証する。

緊急やむを得ない理由により身体拘束を開始する、または現に実施されている事例には実施状況の確認、特に3要件に該当しているか否かを検討する。

(2) 委員会の構成（毎月第4木曜日 15:30～15:45）

理事長 院長 医師 看護部長 療養病床看護師長
介護医療院看護師長 薬局長 放射線技師長 検査技師長
リハビリテーション科長 管理栄養士 地域医療連携室員
事務課長 事務主任

(3) 委員会における検討項目

- ① 昨年度の振り返りと今後の課題・目標
- ② 3要件再確認
- ③ 身体拘束実施事例に対して3要件に該当しているか否かを確認する。本人に発生する弊害を議論して拘束を解除した後の危険性を評価する。拘束解除の適否を判断する。
- ④ やむを得ず身体拘束開始を検討する必要がある事例について、3要件に該当か否か、特に代替案の有無を確認の上で家族の意見を聴取する。
- ⑤ 身体拘束最小化に向けての意識啓発に努める。
- ⑥ 委員会・研修会の開催予定(実施者、実施日時及び実施場所)を立て、開催各会(回)毎の協議及び研修内容を共有。

(4) 委員会における記録及び周知

委員会での協議内容の記録様式「参考様式① 身体拘束廃止委員会議事録」を定め当療養病床・医療院全職員が周知出来るための記載内容の適切な説明を心がける。これを保管する。

3 緊急やむを得ず身体拘束を行う事例が生じた場合への対応

(1) 3要件の確認後身体拘束実施

- ・切迫性(自傷他害の可能性が著しく高い)

- ・ 非代替性(身体拘束以外に代替方法が無い)
- ・ 一時性(身体拘束は一時性である)

委員会が拘束を必要と判断した場合は本人に対して極力小範囲の拘束にとどめる。

実施後は本人の態様を委員会で確認した上で早期の拘束解除に努める。

(2) 身体拘束の記録

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、以下の項目を書面と共に家族に説明して了承を得る。

- ・ 必要となる理由（個別の状況）
- ・ 場所、行為（部位・内容）
- ・ 時間帯及び時間
- ・ 特記すべき心身の状況
- ・ 開始及び解除の予定

4 身体拘束についての報告

緊急やむを得ず身体拘束を行っている事例に対しては、実施状況や本人の日々の態様を記録し委員会で拘束解除に向けた検討(3要件に該当しているか否か)を行う。

5 本人・家族による本指針の閲覧

本指針は当療養病床・医療院で使用する身体拘束最小化マニュアルに綴り、本人・家族及び全職員が閲覧を可能とする。